(4)　公費負担すべき経費の私費会計からの支出

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 西成高等学校 | 西成高等学校では、教育課程上に位置付けられている「総合的な学習の時間」の授業の一環として「障がい者理解講演会」を実施した。同講演会の講師謝礼（２名分、計10,500円）については、教育活動に係るものであり、本来公費から支出すべきものであるが、生徒から徴収した学年費（私費）から支出していた。

|  |
| --- |
| ○　担当者（起案者）・　本件は、授業の際に教員のサポートとして来校する予定の保護者が急きょ欠席となったため、卒業生及びＮＰＯ法人職員に変更し、謝礼を支出することとしたものである。・　公費負担と私費負担の区分については、教育委員会事務局から「学校徴収金等取扱マニュアル」（以下「マニュアル」という。）が示されているが、細かな個々の判断材料がないため、難しいケースがある場合には対応に苦慮しつつも、様々な検討を行った。・　本件は、卒業生等に障がいについてのお話をお願いしたもので、報償費で措置することとされている外部講師の講演、講義に含まれるとは認識せず、公費負担には当たらないものと判断した。・　また、公費負担の可否についても、本件が予算の主旨に該当するかどうか疑問があったこと、当初、講師謝礼の支出予定がなく予算措置を受けていなかったこと、追加予算配当の要求期限を過ぎていたことから、教育委員会事務局に協議を行っても予算措置が受けられないと判断した。・　以上のことから本件謝礼について、私費負担することとし、生徒個人に還元されるものに係る経費として学年費から支出することとした。○　関係者（起案が回議される者）、決裁者・　私費負担について、一定のことは、マニュアルは示されているが、細かな事象については判断が難しく、公費負担と私費負担との基準が明確になっていないと認識していた。本件については、起案者と同様に公費負担に該当しないものと判断した。 |

その要因・理由等について事情聴取したところ、以下のとおりであった。 | 「学校徴収金等取扱マニュアル」に沿った運用が行われていない。授業における講師謝礼は公費で負担すべきものであることなど、学校運営に係る公費と私費の負担区分について校長以下、全教職員がマニュアルの内容について理解を深めるとともに、学校運営に係る経費を支出する際にはその都度、公費・私費の負担区分が適切であるかを確認した上で事務処理を行われたい。

|  |
| --- |
| 【「学校徴収金等取扱マニュアル」（平成18年４月　教育委員会事務局】(1)　公費負担を原則としているもの　　　 教職員の人件費、学校の管理運営及び教育活動に係る経費　　　 学級、学年、学校単位で共用又は備え付けとするもの　　 その他管理・指導のための経費　(2)　私費負担を原則としているものア　生徒個人の所有物に係る経費（学校、家庭いずれにおいても使用できるもの・生徒個人が教材用具として使用するもの）制服、鞄、個人用図書、補助教材、学習用具等イ 教育活動の結果として、その教材、教具そのもの、又はそこから生じる直接的な利益が生徒個人に還元されるものに係る経費修学旅行・遠足の参加費、実習教材費、学年費、進路指導費ウ　生徒会活動や部活動に係る経費生徒会主催の諸行事に係る費用文化祭・体育祭における諸経費文化部・体育部における生徒の活動に要する費用等エ　その他ＰＴＡ等学校関連団体の活動経費 |

 | 「総合的な学習の時間」の一環として実施した「障がい者理解講演会」の講師謝礼については、教育活動に係るものであるため、公費予算に組み入れ予算化することとした。また、学校運営に係る経費の公費・私費の負担区分については、全教職員に対して「学校徴収金等取扱マニュアル」の内容を説明し、公費・私費の負担区分が適切であるかどうかの認識を深めた。今後は、経費を支出する際にはその都度、公費・私費の負担区分が適切であるかどうかのチェック機能の強化を図っていく。 |